



ご挨拶

いつもお世話になっております。市川でございます。

3たび、緊急事態宣言が発令されましたね。

総理の会見では、雇用調整助成金が強調されていました。現段階では、厚生労働省の案内では特例については4月末までしか決まっておらず、5月以降については、またぎりぎりの発表になりそうです。このニュースレターをご覧になっているときにはさすがに決まっているとは思いますが・・・

ワクチン接種も各地でスタートしました。市で運営しているコワーキングスペースをよく利用しているのですが、ワクチン接種会場となるようで、しばらく休業となるようです。

私の周りの人で、今回のワクチン接種の対象となる高齢者は全員元気で、ワクチンも「様子を見て空いたら」と言っているような雰囲気でしたので、まだまだなような気がしていたのですが、一気にワクチンが身近に感じるようになりました。これで新型コロナウイルスの騒ぎは収束するのでしょうか。

マスクなしで遊びに行ける日は来るのでしょうか・・・（市川）



Topix

ご挨拶・・・1

【今の特集】

「2021年度の両立支援助成金のご紹介」

・・・2・3

手続きチェックリスト・・・4

コラム「自己紹介」・・・4

2021年度の両立支援助等成金のご紹介。

少子高齢化の折、育児や介護と仕事の両立については、助成金が拡充されております。女性の育児休業は当たり前になり、最近は男性の育休取得の必要性が重視されています。男性の育休促進やコロナに関する休暇の整備等でも受給できる助成金があります。両立支援は求職者へのアピールにもなります。対応できそうであれば、ぜひ導入していただきたいと思います。



出生時両立支援コース（子育てパパ支援助成金）

男性が育休を5日以上取ったときに受給できます。

条件：男性従業員が、子の出生後8週間以内に開始する連続14日以上（中小企業は連続5日以上）の育児休業等を取得したときに支給。

	中小企業	中小企業以外
①1人目の育休取得	57万円<72万円>	28.5万円<36万円>
個別支援加算	10万円<12万円>	5万円<6万円>
②2人目以降の育休取得	5日以上 14.25万円<18万円> 14日以上 23.75万円<30万円> 1ヶ月以上 33.25万円<42万円>	14日以上 14.25万円<18万円> 1ヶ月以上 23.75万円<30万円> 2ヶ月以上 33.25万円<42万円>
個別支援加算	5万円<6万円>	2.5万円<3万円>
③育児目的休暇の導入・利用	28.5万円<36万円>	14.25万円<18万円>

介護離職防止支援コース

「介護支援プラン」を策定し、介護休業の取得・復帰に取り組んだ中小企業事業主、または介護のための柔軟な就労形態の制度を導入し、利用者が生じた中小企業事業主に支給。

- ① 介護休業：対象労働者が介護休業を合計5日以上取得し、復帰した場合
- ② 介護両立支援制度：介護のための柔軟な就労形態の制度を導入し、合計20日以上利用した場合
- ③ 新型コロナウイルス感染症対応特例：新型コロナウイルス感染症への対応として家族を介護するために特別休暇を取得した場合

①介護休業	休業取得時	28.5万円<36万円>
	職場復帰時	
②介護両立支援制度		28.5万円<36万円>
③新型コロナウイルス感染症対応特例		(労働者1人あたり) 5日以上10日未満 20万円 10日以上 35万円

育児休業等支援コース

①②「育休復帰支援プラン」を策定及び導入し、プランに沿って対象労働者の円滑な育児休業の取得・復帰に取り組む。<職場支援加算>：育休取得者の業務を代替する職場の労働者に、業務代替手当等を支給するとともに残業抑制のための業務見直しなどの職場支援の取組をした場合

- ③代替要員確保時：育児休業取得者が、育児休業終了後、原職等に復帰する旨の取扱いを就業規則等に規定し、休業取得者の代替要員を確保し、かつ、休業取得者を原職等に復帰させる。

<有期雇用労働者加算> 育児休業取得者が期間雇用者の場合

④職場復帰後支援：法を上回る子の看護休暇制度(A)や保育サービス費用補助制度(B)を導入し、労働者に職場復帰後、6ヶ月以内に一定以上利用させたとき

⑤ 新型コロナウイルス感染症対応特例

例：小学校等の臨時休業等により子どもの世話をする労働者のために特別休暇制度及び両立支援制度を導入し、特別休暇の利用者が出た場合

①育休取得時	28.5万円<36万円>	
②職場復帰時	28.5万円<36万円>	職場支援加算19万円<24万円>
③代替要員確保時(1人当たり)	47.5万円<60万円>	有期労働者加算9.5万円<12万円>
④職場復帰後支援	28.5万円<36万円>	A 看護休暇制度 1,000円<1,200円>×時間 B 保育サービス費用 実支出額の2/3補助
⑤新型コロナウイルス感染症対応特例	1人あたり5万円 ※10人まで(上限50万円)	

不妊治療両立支援コース

不妊治療のために利用可能な休暇制度・両立支援制度の利用しやすい環境整備に取り組み、不妊治療を行う労働者の相談に対応し、休暇制度・両立支援制度を労働者に取得又は利用させた中小企業事業主に支給する

①環境整備、休暇の取得等	②長期休暇の加算
28.5万円<36万円>	1人当たり28.5万円<36万円> (5人まで)



女性活躍加速化コース

女性労働者が、出産・育児等を理由として退職することなく、能力を高めつつ働き続けられる職場環境を整備するために、自社における女性の活躍に関する状況把握・課題分析を行った上で、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、課題解決に相応しい数値目標及び取組目標を盛り込んだ一般事業主行動計画を策定・公表・届出を行い、取組目標を実施した結果、数値目標を達成した中小企業事業主に支給する。

	支給額
数値目標達成時	47.5万円<60万円>

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による 休暇取得支援コース

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給（年次有給休暇で支払われる賃金相当額の6割以上）の休暇制度（年次有給休暇を除く）を設け、社内に周知し、当該休暇を合計20日以上労働者に取得させた場合。

・対象期間等 令和3年4月1日～令和4年1月31日

（注）新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の告示の適用期間

	支給額
対象労働者1人当たり	28.5万円 (5人まで)

1. 新型コロナウイルスのための休暇制度が助成金の対象になる。



今回の拡充では、新型コロナウイルスのために、家族を介護する場合や、学校の休校などに対応する場合、妊婦の保護する場合など、通常では介護休暇や看護休暇など無給での休暇（もしくは欠勤）となる方について、有給の特別休暇で対応することで、助成金の対象となることとなりました。

2. 男性育休の促進。

また、男性の育児休業の促進については、東京都の独自の助成金もあります。

対象者がいらっしゃる場合はぜひご活用ください。

市川の育児日記



お知らせ

5月は役所から様々な封筒が届きます。

社会保険事務・住民税の徴収事務に係るものですので、ご不明な点があればどうぞお問い合わせください。

重要：緑色の封筒が届いたらご一報ください！！

今月、労働局から緑色の封筒が届きます。中には、労働保険料の更新の書類が入っていますので、必ずご一報ください。

重要：住民税の通知が届きます！

各市区町村から、続々と住民税の通知書が届きます。新しい住民税は、昨年末の年末調整・確定申告を基に計算されていて、6月分から変更となります。



自己紹介

今年の4月に入社いたしました合田真梨菜（ごうだまりな）と申します。滋賀県甲賀市出身です。琵琶湖と忍者で有名なところですが、関西出身なので関西弁なのですが、東京に長くいるため、今ではすっかり標準語になってしまいました（よく滋賀県は関西なのか？と聞かれますが、関西です！）。たまに実家に帰省すると、私が話すたびに両親が関西弁じゃないから気持ち悪いと言ってきます…。

娘が1人おります。昨年生まれたばかりです。少し頭が大きいので、まだ寝返りがうてません。よくミルクを飲みながら、げっぷやおならをしますが、かわいいので許してしまいます。私も日々成長し続ける娘に負けないう、新しい環境で頑張っていきたいと思います。

実は、私はこれまでに2社勤務経験がございます。1社目は、求人広告の営業、2社目は、日本語学校で日本語教師をしておりました。採用をする企業、採用される労働者双方の立場から、働くことに関係する仕事がしたいと考えたからです。しかし、日本語教師としてできることも限られており、法律の知識をもった社労士の仕事に興味をもつようになりました。

現在、社労士の資格取得に向けて勉強中です。企業の抱える課題を一緒に考え、解決できるようなそんな社労士になりたいと考えております。これからどうぞよろしくお願いいたします。（合田）



手続きチェックリスト

ご連絡漏れはありませんか？

- 入社
- 退社
- 扶養したい、扶養から抜ける
- 産休・育児休業・介護休業
- けが、病気で長期休んだ
- 労災がおきた
- 基本給の変更があった
- 賞与を支払った
- 役所から連絡が来た



【お問い合わせ】

03-5335-7905

info@megumi-sr.com

JR・丸の内線 荻窪駅より
徒歩3分です。
ぜひお立ち寄りください！！



<https://megumi-sr.net>

Podcast（ネットラジオ）配信始めました。

楽しく役に立つ番組を目指しています！



【発行日】令和3年5月1日 【発行者】社会保険労務士法人恵社労士事務所 住所 東京都杉並区荻窪 4-31-11 中田ビル202

TEL：03-5335-7905 / FAX：03-5335-7906 Mail：info@megumi-sr.com URL：https://megumi-sr.com